

△招 集

川越地区消防組合告示第七号

令和二年川越地区消防組合議会第三回定例会を次のとおり招集する。

令和二年九月二十四日

川越地区消防組合管理者

川 合 善 明

一 日 時 令和二年十月一日 午後一時三十分
二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

令和二年十月一日 一 日 間

△議事順序

午後一時三十分開会

一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者を報告する。

二、日程第四、会議録署名議員指名については、

森田 敏男 議員

小峯 松治 議員 を指名する。

三、日程第五については、令和二年三月二十八日以降受理した監査結果を報告する。

四、継続審査となっていた日程第六を議題とし、委員長報告の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

五、日程第七以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

なお、追加議案の提出があった場合は、日程に追加し、審議を行う。

六、一般質問の通告がある場合は、日程に追加し、これを実施する。

この予定は、時間延長しても終了する。
以上をもって第三回定例会を閉会する。

△議事日程

令和二年十月一日 午後一時三十分開議

日程第一 会期決定について

日程第二 議案提出書の公表について

日程第三 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

日程第四 会議録署名議員指名について

日程第五 監査結果の報告について

日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関する事について

令和二年川越地区消防組合議会第三回定例会会議録

日程第七 議案第九号 令和元年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第八 議案第一〇号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第九 議案第二一号 令和二年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)

△議場に出席した議員(二三人)

第一番 道祖土 証 議員 第二番 森田 敏男 議員

第三番 小峯 松治 議員 第四番 桐野 一忠 議員

第五番 明ヶ戸亮太 議員 第六番 柿田 有一 議員

第七番 中村 文明 議員 第八番 吉野 郁恵 議員

第九番 小林 薫 議員 第一〇番 川口 知子 議員

第一一番 高橋 剛 議員 第一二番 小ノ澤哲也 議員

第一三番 小野澤康弘 議員

△欠席議員(なし)

△地方自治法第百二十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

管理者 川合 善明

副管理者 飯島 和夫

〃 栗原 薫

会計管理者 大原 誠

消防局長 比留間 富雄

〃 次長 岸 康弘
島村 昭仁

〃	橋本 丈夫
〃	齋藤 匡央
川越北消防署長	程島 秀二
川越中央消防署長	岡田 薫
川越西消防署長	西村 政徳
川島消防署長	水村 一重
警防課長	長澤 俊幸
救急課長	秋山 浩利
指揮統制課長	新井 弘人
新消防庁舎建設準備室長	武笠 浩
監査委員	佐藤 明
〃	小野澤 康弘

△議場に出席した職員

書記長	小森谷 昌弘
書記	中里 良明
〃	岩 渕 巧
〃	志村 久美子

△開 会（午後二時三十二分）

○桐野 忠議長 出席議員が定足数に達しておりますので、令和二年川越地区消防組合議会第三回定例会の議会は成立しております。
これより開会いたします。

△日程第一 会期決定について

○桐野 忠議長 直ちに会議を開きます。

日程に入ります。

日程第一、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第三回定例会の会期を本日一日間とするに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本組合議会第三回定例会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○桐野 忠議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。
管理者より議案提出書が送付されましたので、書記をして朗読させます。
（岩渕 巧書記 朗読）

川消総発第四九七号

令和二年十月一日

川越地区消防組合議長 桐野 忠 様

川越地区消防組合管理者 川合 善明

議案の提出について（通知）

令和二年本組合議会第三回定例会に、次の議案を提出いたします。

記

一 令和元年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

二 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

三 令和二年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

○桐野 忠議長 以上で公表を終わります。

△日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

○桐野 忠議長 日程第三、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

管理者、監査委員より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。

川消議会発第二四号

令和二年九月二十四日

川越地区消防組合管理者

川合善明様

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠

出席要求書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、十月一日午後一時三十分開会の川越地区消防組合議会第三回定例会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消議会発第二四号

令和二年九月二十四日

川越地区消防組合監査委員 様

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠

出席要求書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、十月一日午後一時三十分開会の川越地区消防組合議会第三回定例会に議会の審議に必要な説明のため、出席を要求します。

川消総収第四八四号

令和二年十月一日

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠様

令和二年川越地区消防組合議会第三回定例会会議録

川越地区消防組合管理者 川合善明
出席通知書

要求により、令和二年本組合議会第三回定例会に、別紙の者が出席します。

管理者 川合善明

副管理者 飯島和夫

〃 栗原 薫

会計管理者 大原 誠

消防局長 比留間 富雄

次長 岸 康弘

〃 島村 昭仁

〃 橋本 丈夫

〃 齋藤 匡央

川越北消防署長 程島 秀二

川越中央消防署長 岡田 薫

川越西消防署長 西村 政徳

川島消防署長 水村 一重

警防課長 長澤 俊幸

救急課長 秋山 浩利

指揮統制課長 新井 弘人

新消防庁舎建設準備室長 武笠 浩

川消監収第一九号

令和二年十月一日

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠様

川越地区消防組合監査委員

出席通知書

令和二年川越地区消防組合議会第三回定例会会議録

要求により、令和二年川越地区消防組合議会第三回定例会に、説明のため下記の者が出席します。

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明
小野澤 康 弘

△日程第 四 会議録署名議員指名について

○桐野 忠議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第二条ただし書き及び会議規則第一条により、その例によることとされ

た川越市議会会議規則第八十八条の規定により、

森 田 敏 男 議員
小 峯 松 治 議員
を指名いたします。

△日程第 五 監査結果の報告について

○桐野 忠議長 日程第五、監査結果の報告についてを議題といたします。

監査委員より、令和二年三月二十八日以降本日まで八件の監査結果の提出がありましたので、報告いたします。

川消監発第五七号

令和二年三月三十日

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明 様
川越地区消防組合議会議長 桐 野 忠 様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明
同 小野澤 康 弘

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和元年度二月分例月出

納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第四号

令和二年五月二十一日

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明 様
川越地区消防組合議会議長 桐 野 忠 様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明
同 小野澤 康 弘

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和元年度三月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第五号

令和二年五月二十一日

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明 様
川越地区消防組合議会議長 桐 野 忠 様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明
同 小野澤 康 弘

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和元年度出納整理期間（四月）分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第六号

令和二年五月二十一日

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明 様

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠 様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

同 小野澤 康 弘

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和二年度四月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第八号

令和二年六月二十三日

川越地区消防組合管理者 川合 善明 様

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠 様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

同 小野澤 康 弘

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和元年度出納整理期間（五月）分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第九号

令和二年六月二十三日

川越地区消防組合管理者 川合 善明 様

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠 様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

同 小野澤 康 弘

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和二年度五月分例月出

納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一一号

令和二年七月二十二日

川越地区消防組合管理者 川合 善明 様

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠 様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

同 小野澤 康 弘

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和二年度六月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一六号

令和二年八月二十一日

川越地区消防組合管理者 川合 善明 様

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠 様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

同 小野澤 康 弘

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和二年度七月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

△日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関する事について

○桐野 忠議長 日程第六、消防庁舎及び訓練施設等に関する事についてを議題といたします。

本件は、去る令和二年三月二十七日開会の第一回定例会において、地方自治法第

百九条第八項の規定により、閉会中の継続審査として消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会に付託したものであります。よって、委員長より審査の経過並びに結果について報告を願います。

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長、柿田有一議員。

(柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長登壇)

○柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長報告を申し上げます。

本特別委員会は、令和二年六月二十六日及び十月一日の二日間にわたり、消防局三階講堂において、令和二年三月二十七日開会の第一回定例会において、地方自治法第九條第八項の規定に基づく継続審査の付託を受けました消防庁舎及び訓練施設等に関するところについて審査いたしましたので、その経過並びに結果について御報告申し上げます。

第一日目の会議は、消防庁舎及び訓練施設等に関するところについてを議題として、実施設計業務委託の契約について資料を基に説明を受け、種々質疑が行われました。次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、次回は、用地取得について報告を受け、調査を行うことを確認し、散会いたしました。第二日の会議は、消防庁舎及び訓練施設等に関するところについてを議題として、理事者より新庁舎建設事業用地の取得について資料を基に説明を受け、種々質疑が行われました。

次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、委員長発議として、本特別委員会に付託を受けました付議事件は、本組合における重要な課題であり、新庁舎建設事業用地の取得に關する準備を進めていることから、引き続き調査する必要があるため、本日中に調査を終了することは困難であります。よって、地方自治法第九條第八項の規定に基づく継続審査とし、定例会終了後審査したい旨会議に諮りましたところ、全員異議なく、本件を継続審査とすることに決定いたしました。

これをもって本特別委員会の報告を終わります。

令和二年十月一日

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 柿田有一

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠 様

○桐野 忠議長 以上で委員長報告は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより本件につき質疑、討論、採決を行います。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

委員長報告は、地方自治法第九條第八項の規定による継続審査であります。よって、本件を消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに決定いたしました。

△日程第七 議案第九号 令和元年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定

定について

○桐野 忠議長 日程第七、議案第九号、令和元年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案第九号

令和元年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、令和元年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算（別冊）を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和二年十月一日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表

○桐野 忠議長 提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表を願います。

（大原 誠会計管理者登壇）

○大原 誠会計管理者 ただいま上程になりました議案第九号、令和元年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、令和元年度川越地区消防組合一般会計決算書及び附属書類により決算の概要を御説明申し上げます。

初めに、二ページをお開き頂きたいと存じます。

決算額総括表により御説明申し上げます。

予算現額は、五十四億二千二百六十三万四千円でございます。

歳入につきましては、調定額五十四億二千三百四十七万四千六百六十六円、収入済額五十四億二千二百六十一万六千六百六十六円、収入未済額八十五万八千円で、予算現額に対する決算額の割合は一〇〇・〇〇％でございます。

歳出につきましては、支出済額五十三億五千三百七十七万四千七百四十七円、不用額六千九百五十二万六千二百五十三円で、予算現額に対する決算額の割合は九八・七二％となっております。

歳入歳出差引残額は六千九百五十万八千九百十九円でございます。

続きまして、決算の主な内容を御説明申し上げます。

十ページをお開き頂きたいと存じます。

歳入歳出決算事項別明細書により順次御説明を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

一款、分担金及び負担金、一項一目、負担金につきましては、収入済額五十億三

千九百八十九万二千六百九十二円で、消防組合負担金といたしまして、川越市、川島町それぞれの共通経費及び個々経費の非常備消防費、水利施設費等でございます。

次に、二款、使用料及び手数料、一項、使用料、一目、消防使用料につきましては、収入済額四十九万八千九百三十三円で、行政財産使用料でございます。

二項、手数料、一目、消防手数料につきましては、収入済額六百四万三千百円で、危険物製造所等設置許可申請等手数料等でございます。

次に、三款、財産収入、一項、財産運用収入、一目、利子及び配当金につきましては、収入済額はございません。

二目、財産貸付収入につきましては、収入済額百十六万五千九百六十六円で、財産貸付収入でございます。

二項、財産売払収入、一目、物品売払収入につきましては、収入済額三百八万一千円で、不用品売払収入でございます。

次に、十二ページをお開き頂きたいと存じます。

四款一項一目、繰越金につきましては、収入済額六千五百十四万九千八百十四円で、前年度剰余金でございます。

次に、五款、諸収入、一項一目、預金利子につきましては、収入済額はございません。

二項一目、受託収入につきましては、収入済額八百十三万一千六百八十八円で、川越自警消防費、川越水防費に係る受託収入でございます。

三項一目、雑入につきましては、収入済額一千七百九十一万四千四十三円、収入未済額八十五万八千円で、関越高速道路路救急業務支弁金、消防基金支払収入などがございます。収入未済額につきましては、源泉所得税の立替えに係る受託業者の返還金の滞納によるものでございます。

次に、六款一項、組合債、一目、消防債につきましては、収入済額二億二千九百五十万円で、消防施設整備事業債でございます。

次に、十四ページをお開き頂きたいと存じます。

七款、国庫支出金、一項、国庫補助金、一目、消防費国庫補助金につきましては、収入済額五千二百四十四万四千円で、消防施設費等整備費補助金でございます。

次に、八款、県支出金、一項、県補助金、一目、消防費県補助金につきましては、収入済額八十万円で、消防救急体制整備費補助金でございます。

以上が歳入決算の主な内容でございます。

歳入合計につきましては、調定額五十四億二千三百四十七万四千六百六十六円、収入済額五十四億二千二百六十一万六千六百六十六円、収入未済額八十五万八千円でございます。

続きまして、歳出でございます。十六ページをお開き頂きたいと存じます。

一款一項一目、議会費につきましては、支出済額五百六十五万八千六百三十四円で、報酬及び旅費等の議会事務に係る経費でございます。

次に、二款、総務費、一項、総務管理費、一目、一般管理費につきましては、支出済額三百六十万三千五百九十二円で、報酬及び報償費等の一般管理事務に係る経費でございます。

次に、二目、公平委員会費につきましては、支出済額七万四千三百五十八円で、報酬及び旅費等の公平委員会事務に係る経費でございます。

次に、二項一目、監査委員費につきましては、支出済額三十六万一千九百八十五円で、報酬及び旅費の監査事務に係る経費でございます。

次に、三款、消防費、一項一目、常備消防費につきましては、支出済額四十六億一千五十六万六千七百九十九円で、給料、職員手当等、共済費、負担金、補助及び交付金、その他常備消防の事務全般に係る経費でございます。

次に、二十六ページをお開き頂きたいと存じます。

二目、常備施設費につきましては、支出済額一億九千二百三十三万五千四百六十六円で、委託料、工事請負費等の常備消防の施設管理及び消防局庁舎建設等に係る経費でございます。

次のページに移らせていただきまして、二項、非常備消防費、一目、川越非常

備消防費につきましては、支出済額七千七百七十二万一千九百五十六円で、報酬、共済費、旅費、備品購入費等の川越市消防団に係る経費でございます。

次のページに移らせていただきまして、二目、川島非常備消防費につきましては、支出済額二千八百五十七万二千四百四十四円で、報酬、共済費、報償費、旅費、備品購入費等の川島町消防団に係る経費でございます。

次に、三項、水利施設費、一目、川越水利施設費につきましては、支出済額九千八百七十八万一千四百五十五円で、内容は、次のページに移らせていただきまして、工事請負費、負担金、補助及び交付金等の川越市水利施設の管理及び水利の増設に係る経費でございます。

次に、二目、川島水利施設費につきましては、支出済額百七十三万四千三十四円で、負担金、補助及び交付金等の川島町水利施設の管理に係る経費でございます。

次に、四項、自警消防費、一目、川越自警消防費につきましては、支出済額四百九十一万一千五百四十六円で、工事請負費、負担金、補助及び交付金等の川越市自警消防隊に係る経費でございます。

次に、五項、水防費、一目、川越水防費につきましては、支出済額三百二十二万七十二円で、共済費等の川越市水防団に係る経費でございます。

次のページに移らせていただきまして、四款一項、公債費、一目、元金につきましては、支出済額三億二千六十七万七千四百五十七円で、組合分元金償還金等でございます。

次に、二目、利子につきましては、支出済額五百九十八万八千三百三十九円で、組合分利子償還金等でございます。

最後に、五款一項一目、予備費につきましては、支出済額はございません。

以上が歳出決算の主な内容でございます。

歳入合計につきましては、支出済額五十三億五千三百七十七万四千七百四十七円、不用額六千九百五十二万六千二百五十三円でございます。

なお、三十六ページ以降にお示ししてございます実質収支に係る調書、財産に関

する調書、また、別冊で配布させていただきました決算資料等を御高覧の上、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、令和元年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定に係る提案理由の説明とさせていただきます。

(佐藤 明監査委員登壇)

○佐藤 明監査委員 令和元年度川越地区消防組合一般会計決算について、監査委員を代表して審査結果の概要を御説明申し上げます。

内容につきましては、お手元の決算審査意見書を御参照頂きたいと存じます。

本決算について、決算書及び決算附属書類等を審査いたしましたところ、いずれも法令に基づき適正に作成されておりました。また、その内容についても計数に誤りは認められず、予算の執行も議決予算の目的に沿い、おおむね適正に行われており、会計事務もおおむね適正に処理されておりました。

それでは、一般会計の決算収支の状況について申し上げます。なお、金額につきましては千円未満を切り捨てた数値で申し上げますので、御了承願います。

当年度の決算額は、歳入が五十四億二千二百六十一万六千円、前年度に比べて三・六％増加し、歳出が五十三億五千三百七十七千円、前年度に比べて三・五％増加しております。

次に、歳入決算額を款別について見ますと、前年度より増加した主なものは分担金及び負担金で七千六百四十七万一千円、前年度に比べて一・五％増加しております。

続いて、歳出決算額を款別について見ますと、前年度より増加した主なものは消防費で二億百六十一万一千円、前年度に比べて四・二％増加しております。また、決算額が前年度より減少した主なものは公債費で一千九百七十一万二千円、前年度に比べて五・七％減少しております。

また、予算流用については、前年度に比べて十三件、五百六十万二千円増加しております。流用は、真にやむを得ない場合に認められる予算執行措置であることや、

予算が議決を経て成立したという経緯を十分に踏まえつつ、財務に関する規則等にのっとった適切な運用に努められるよう要望いたしました。

令和二年を迎え、新型コロナウイルス感染症については、感染拡大が深刻化し、収束の兆候が見られない状況下において、消防職員が一丸となって新型コロナウイルス感染症対策に取り組みれておりますことに敬意を表しました。

また、近年の消防を取り巻く環境は大きく変化しており、消防の任務である火災救急、救助、自然災害対応については、複雑、多様化しておりますが、これらに対し適切に対応できるよう要望いたしました。

このような状況下においても、今後、業務の効率化や経常経費の縮減を図り、川越地区消防組合消防基本計画に掲げた、住民が安全・安心を実感できるまちの実現に向けて、より一層の努力を期待いたしました。

以上をもちまして、令和元年度川越地区消防組合一般会計決算審査意見書の概要説明を終わります。

○桐野 忠議長 提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。川口知子議員。

(川口知子議員登壇)

○川口知子議員 議案第九号、令和元年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について御質疑を申し上げます。決算認定の質疑を通じまして、この川越地区消防組合の消防力の状況など、併せて確認させていただければと思います。

当年度の歳入歳出は、まず、歳入ですが、五十四億二千二百六十一万、前年度比で三・六％増、一億八千万円ほど増えました。また、歳出総額は五十三億五千三百十万円、前年度比三・五％増、これも合わせて一億八千万円増えているということ

が分かりました。形式収支は四百三十五万円ほど増え、前年度より増えました。また、この差引残額六千九百五十万円ということでございます。

まず、一点目に、令和元年度決算額のうち消防費に対する住民一人当たりの負担額について、また、過去と比較した場合どのようになっているのかお伺いをいたします。

二点目として、車両や人員などの消防力の充足率はどうなっているのかお伺いをいたします。

三点目として、令和元年度東日本台風に関わる動員数及び時間外勤務に関わる支出額並びに長時間にわたり勤務した職員の時間数はどのようにであったのかお伺いをいたします。

四点目として、平成二十九年度から川越地区消防組合基本計画を進めていられたいと思います。この五つの目指すべき指針に対しまして令和元年度の取組がどのようなであったのかお伺いをいたします。

川越市では、社会資本マネジメントとして公共施設の維持更新のために分野別の個別施設計画を策定しております。消防基本計画では計画的に施設整備の更新に努めていられたいことを理解しております。そこで、五点目として、川越地区消防組合の消防基本計画におきまして、公共施設等総合管理計画や個別施設計画について、どのように進めていられたいのかお伺いをいたします。

車両整備については、消防車両、特殊車両の更新、低公害車両導入を含め車両整備計画に沿って進められ、消防資機材も計画的に更新し、新たな資機材も整備しているようにございます。そこで、六点目といたしまして、令和元年度の車両整備は計画どおり執行できたのかどうか、併せて消防資機材の更新整備についてもお伺いをいたします。

以上で一回目といたします。

(橋本丈夫次長登壇)

○橋本丈夫次長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

初めに、令和元年度決算額のうち、消防費に対する住民一人当たりの負担額と過去の推移の状況についてでございます。

消防費の決算額につきましては五十億一千六百七十四万三千三百八十二円で、内訳といたしましては、常備消防費が四十八億八千万一千九百四十五円、非常備消防費が一億六百二十九万四千三百七十円、水利施設費が一億五十一万五千四百四十九円、自警消防費が四百九十一万一千五百四十六円、水防費が三百二十二万七千二百円となっております。

住民一人当たりの負担額につきましては、一万三千四百三十八円でございます。続きまして、過去の消防費決算額に対する住民一人当たりの負担額といたしましては、平成三十九年度が一万二千九百円、平成三十五年が一万一千七百二十二円、平成三十二年が一万二千六百二十五円であり、年度ごとに多少の増減はあるもの、おおむね一万二千円から一万三千円前後で推移しております。

続きまして、車両や人員などの消防力の充足率についてでございます。国が示す消防力の整備指針に基づく消防力の充足率は、署所の基準数に対し現有数は八〇%、消防車両等の基準数に対し現有数は九五%、職員の基準数に対し現有職員数は七八%となっております。

続きまして、令和元年度東日本台風に関わる動員数及び人件費の支出額、並びに長時間にわたり勤務した職員、その時間数についてでございます。

令和元年度東日本台風に対応するため十月十二日から十四日までの三日間、二百六十一名の職員を動員し、その対応を図ったところでございます。人件費の支出額といたしましては、職員の動員や夜間の災害対応等により時間外勤務手当約七百八十五万円、管理職員特別勤務手当約八十五万円の計約八百七十万円の支出がございました。また、最も長時間にわたる勤務は約三十六時間で、情報収集や連絡調整を行う普通勤務の管理職の職員でございました。

続きまして、川越地区消防組合消防基本計画の目指す指標の取組についてでございます。

本組合では住民の安心・安全を守るため、平成二十九年に、向こう十年の目指すべき指標を明確にし、これを実現するため、基本的な政策方針、重要施策、達成目標などを総括した川越地区消防組合消防基本計画を策定し、本計画の目指す指標として、救命率、応急手当講習受講者数、出火率、住宅用火災警報器設置率、消防団員数を設定しております。

初めに、救命率向上の取組といたしましては、応急手当普及啓発や救急救命士の養成と研修等の取組を推進しております。

救命率につきましては、心臓と呼吸が停止した方を家族等が発見した傷病者のうち、一か月以上生存した方の割合でございます。令和三年中の目標値が一七%であるのに対し令和元年は一四・三%となっております。

続きまして、応急手当講習受講者数を増やす取組といたしましては、応急手当普及講習の充実強化として、学校教育における講習の開催や事業所におけるの応急手当普及員の養成を実施しております。令和三年度の目標値が一万七千人であるのに対し令和元年度では一万六千六百三十一人の参加がございました。

続きまして、火災の出火率を下げるための取組及び住宅用火災警報器の設置率を増加させるための取組でございますが、年間を通じ、消防車両等による広報活動、各種イベント等における街頭広報を実施しております。また、年二回の火災予防運動実施期間中には、市町の防災行政無線を活用した注意喚起を実施するとともに、自治会や公共機関の庁舎等に火災予防運動のポスターの掲出を依頼し、啓発活動を実施しております。平成二十七年の出火率は三・二件で、令和元年度における出火率は二・九件でした。平成二十七年の住宅用火災警報器の設置率は八一・〇%で、令和元年度における設置率は八〇・〇%でございました。

続きまして、消防団員を増やす取組についてでございます。

消防団のPR広報として、主要駅改札口付近で街頭広報や、消防出初式等のイベントにおいて団員募集活動を実施をいたしました。また、消防団員の処遇改善として、活動実態に応じた適切な費用弁償の支給を行うため、消防団条例の一部を改正

いたしました。令和二年四月一日現在、川越市消防団におきましては、定数三百三十名、実員二百六十九名、川島町消防団におきましては、定員百二十九名、実員百十六名であり、約八三・九%の充足率となっております。

続きまして、川越地区消防組合公共施設等総合管理計画及び個別施設計画についてでございます。

本組合では、川越地区消防組合公共施設等総合管理計画を平成二十九年六月に策定を完了いたしました。本計画は、川越地区消防組合が所有する常備消防施設、非常備消防施設及び消防水利施設について、平成二十九年から令和三十八年度までの四十年間に計画的に維持管理を推進するため、行動計画として策定したものでございます。なお、公共施設等総合管理計画に基づき策定する施設ごとの個別施設計画について、本組合の構成市町である川越市及び川島町において策定中の個別施設計画を踏まえ、現在策定に向け準備を進めているところでございます。

以上でございます。

(長澤俊幸警防課長登壇)

○長澤俊幸警防課長 所管事務について御答弁申し上げます。

まず、令和元年度の車両整備は車両整備計画などに沿って執行できたかについてでございます。

当消防組合では車両更新基準を定め、車両整備計画により更新・整備しているものでございます。令和元年度の車両整備につきましては、川越西消防署のはしご付消防自動車一台、大東分署の高規格救急自動車一台、川越市消防団の指揮車一台を更新し、おおむね計画のとおり執行できているものでございます。

続きまして、消防資機材の更新・整備につきましては、当消防組合で定めております各種消防資機材の更新計画により整備しているものでございます。また、大規模なイベント会場におけるテロ災害等、特殊な災害に対応するため、化学剤検知器や化学防護服など、新たな資機材について整備を図っているものでございます。

以上でございます。

(川口知子議員登壇)

○川口知子議員 それぞれ御答弁頂きました。

まず、一人当たりの消防費につきまして御答弁頂きましたが、令和元年度は一万三千ということで、例年に比べると少し多いということが分かりました。施設整備の維持更新については、現在、個別施設計画策定の準備段階ということが分かりました。ぜひ予算確保に努めていただければと思います。また、資機材では、オリンピックの開催目前ということもありましたので、イベントの関係でテロ対策のための化学検知器あるいは化学防護服というものも昨年度購入したという御答弁を頂きました。

昨年度は新消防庁舎の建設のために土地の測量あるいは基本設計などで八千万円ほどかかっていることが分かりました。また、昨年と比較しますと、こうした施設整備に関わる費用、あるいは車両、消防資機材などの購入が例年と比較すると支出を少し押し上げていたのではないかと理解しております。一度にこうした施設整備や車両、資機材、消防団の活動も含めまして、市民の安全安心のまちづくりの向上のために使われていることが、この消防費、一人当たりの金額を見ても分かりました。しかしながら、一度に多くの財源を伴う事業には、財政を圧迫することも考えられますので、今後ともぜひ計画的に整備充実を進めていただければと思います。

次に、国に求められているこの基準消防力の充足率について伺いました。車両はおおむねカバーできているという状況がうかがえました。また、最近、救急車の出動件数が増えていますので、この現場に到着するまでの時間が平均九分台ということで遅くなっている状況もうかがえましたので、ぜひこの消防車両の配置も含めて課題があるのではないかとというふうに認識をさせていただきました。

消防基本計画に対する取組を伺いました。これは救命率についてでございますが、目標は令和三年度、来年までに一七%を目標にしているということでございますが、令和元年度は一四・三%ということでございました。これは消防年報を見ますと、平成二十七年一〇・七%でございましたので、大変、救命率が向上している

ことを理解させていただきました。また、応急手当講習受講者数は、平成三十年代一万七千人を超えていたということ伺いましたので、多少下がってしまっていることがうかがえました。

出火率については、平成二十七年より低い二・九件、これはやはり自治会や消防団などと連携して取り組んでいる火災予防の取組がありました。また、オール電化などの普及によって減ってきているのではないかとというふうにうかがえます。ただし、平成三十年代埼玉県の平均を見ますと二・五件という数値でございますので、川越市は令和元年度で二・九件、高い出火率となっております。建物や人口密度などと、いろいろな要因が絡んでいるというふうには思いますけれども、コロナ禍で高齢者も自宅に籠っている、そういう状況もございまして、火災警報器の普及と併せ、引き続き火災予防に努めていただければと思います。

また、消防団員を増やす取組につきましては、川越は三百三十人目標に対して六十人少なく、川島は百二十九人目標のうち十三人少ない状況が分かりました。他市では大学生や主婦の方にも呼びかけ、団員を増やして、そして消防団の活動のメリットを地域の方々に、その意義を知ってもらうことで、さらに仲間を増やしているというのを伺いました。また、レストランなどのドリンク無料につながるサービス券などを特典として付与する取組もございました。ぜひ消防団の確保につなげていただければというふうに感じます。

次に、令和元年度東日本台風の出動人員、時間外勤務の状況を伺いました。三日間二百六十一人ということで、消防職員の四百三十名のうち約三分の二が出動したことが分かりました。時間外などでは勤務手当の合計で、この三日間で八百七十万円、そして、勤務時間の時間で一番長い方、三十六時間、この方々は管理職や、また連絡調整係の方だということを御答弁で理解させていただきました。改めて、市民の生命財産を守るために不眠不休で任務に当たられたことに対して感謝を申し上げます。人命が失われなかったことが何よりもよかったです。改めて、

当時を振り返りますと、仮眠も取りづらいやはり管理職、現場で市民の救助に当

たっている消防職員、連絡調整係など、長時間に及び、本当に大変だったというふうに感じております。人間は仮眠が取れずにいると正常な判断が鈍るということがありますので、災害救助や復旧が長時間に及ぶ場合など、最悪の事態を想定して交代体制など事前にシミュレーションすることも有効かと思われました。また、現場から入ってくる情報を迅速に各部署に共有し、対策につなげていく体制づくりは不可欠です。

最後に、豪雨による越辺川の決壊や、寺尾地域で内水氾濫が起きたときの当時の状況を振り返り、消防車両や資機材、連絡通信体制、人員に不足がなかったのか、あるいはまた教訓があるとすれば、それをどのように今後に生かすのかをお伺いをいたしました。決算認定の質疑といたします。

(長澤俊幸警防課長登壇)

○長澤俊幸警防課長 御答弁申し上げます。

令和元年度東日本台風におきましては、十月十二日から十四日までの三日間にわたり非常配備体制を取り、川越市及び川島町に職員を派遣し、情報連絡体制の強化を図るとともに、二百六十一名の職員を動員し、保有する車両、資機材を最大限に活用し、災害対応を図ったところでございます。

特に川越市寺尾地区につきましては、平成二十九年台風第二十一号による浸水被害を踏まえ、関係機関と連絡を密に取り、迅速な災害対応が図れましたが、川越市下小坂地内では、越辺川の堤防決壊により救助事案が多発しましたことから、隣接する埼玉西部消防局から指揮隊一隊、人員輸送車一台の応援を受けるとともに、自衛隊及び埼玉県警察機動隊と協力し救助活動に当たったものでございます。

この災害では、関係機関との連携強化の必要性を再認識するとともに、大規模な災害時において迅速かつ的確な災害対応を図るためには、現場全体像の情報収集が必要不可欠であることから、無人航空機、いわゆるドローンを導入した情報収集活動について検討するとともに、災害時における民間事業者との協力協定の締結に向け調整を図っているところでございます。

以上でございます。

○桐野 忠議長 吉野郁恵議員。

(吉野郁恵議員登壇)

○吉野郁恵議員 議長より発言のお許しを頂きましたので、前議員に引き続き議案第九号、令和元年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを質疑させていただきます。

ただいま令和元年度の歳入歳出決算額について御説明を頂きましたが、改めてお伺いいたします。

令和元年度の歳入決算額は五十四億二千二百六十一万六千六百六十六円、歳出決算額は五十三億五千三百七十七万四千七百四十七円とのことですが、前年度の歳入歳出決算額との比較と、それぞれの増減理由についてお伺いいたします。

一回目といたします。

(橋本丈夫次長登壇)

○橋本丈夫次長 令和元年度歳入歳出決算額における前年度比及び増減理由につきましては御答弁申し上げます。

初めに、令和元年度の一般会計歳入歳出決算額における歳入決算額は五十四億二千二百六十一万六千六百六十六円で、対前年度比は一億八千六百三十二万七千四百五円増加しております。歳入決算額における対前年度比の主な増加理由といたしましては、構成市町からの負担金収入である分担金及び負担金が七千六百四十七万一千七百六十八円増加し、車両整備事業及び新消防庁舎建設事業等により起債額が五千二百二十万円増加したことにより組合債も増加しております。

次に、歳出決算額は五十三億五千三百七十七万四千七百四十七円で、対前年度比は一億八千九百九十六万七千九百四十円増加しております。歳出決算額における対前年度比の主な増加理由といたしまして、職員人件費並びに新消防庁舎建設に係る事業費が増加したことにより消防費が二億百六十一万一千九百一円増加しております。なお、公債費につきましては、平成五年度に川越西消防署庁舎建設の際に借入れした

元金の償還が前年度で終了していることなどから一千九百七十一万二千三百二十七円減少しております。

以上でございます。

(吉野郁恵議員登壇)

○吉野郁恵議員 御答弁を頂きました。

歳入の増加理由につきましては、分担金、負担金の増加、そして、車両整備事業、新消防庁舎建設事業等により組合債も増加していること、そして、歳入の増加理由につきましては、職員人件費と新消防庁舎建設に関わる事業費の増加、また、減少理由につきましては、平成五年度に川越西消防署庁舎建設で借入れた元金の償還が終了して公債費が減少していることを理解させていただきました。

歳入歳出どちらにも新消防庁舎建設事業が挙げられていることから、この事業が着実に進めていただいていることと把握させていただきました。なお、令和元年度は公債費が減少しましたが、今後、新消防庁舎建設事業での関係で増加していくと考えられますので、推移を注視していきたいと思えます。

次に、令和元年度主な施策の中で、歳入の三款、消防費、二項、非常備消防費、一目、川越非常備消防費、川越市消防団事務六千五百三十七万六千九百五十一円のうち四百三十五万六千円及び二目、川島非常備消防費、川島町消防団事務二千六百六十万九千七百七円のうち百七十四万八千八百円の活性化を図るため、消防団本部及び各団にそれぞれに活性化交付金を交付したとあります。金額の内訳につきましては、令和元年度負担金、補助金及び交付金に記載されており、川越消防団本部に三十六万九千円、ほか十二分団にそれぞれ三十三万円、川島消防団本部に二十万円のほか六分団にそれぞれ二十五万八千円交付されています。

ここ数年の間に、大きな気候変動により想定外の自然災害が起こっています。また、最大でマグニチュード九・一と予測されている南海トラフ地震も大変懸念され、それに加えて、現在は新型コロナウイルス感染症が世界中に蔓延し、いつ収束するのか見通せない大変な状況が続いています。

以上のことから今後どのような想定外の災害が起こるか分かりません。そのようなき、各地域の特性ある消防団の協力は大変重要と考えます。そこで、二回目の一点目といたしまして、消防団活性化交付金はいつから、どのような目的で交付されているのかお伺いいたします。

現在、消防団の確保が難しい状況と伺っておりますが、二点目といたしまして、消防団員確保対策の取組の現状についてお伺いいたします。

以上、私の質疑とさせていただきます。

(橋本丈夫次長登壇)

○橋本丈夫次長 初めに、消防団活性化交付金につきまして御答弁申し上げます。

消防団は、地域密着性、要員動員力、即時対応力といった特性を持っており、地域防災力の中核でございます。活性化交付金は平成二十七年に交付要綱を制定し、消防団活動の活性化を促進するとともに、地域防災力の強化につなげることを目的として消防団本部、各分団へ交付をしております。

活動の一例を申し上げますと、消防団本部女性団員につきましては、活性化交付金を活動経費として運用し、救命講習や各種PR広報等の活動を行い、地域防災活動の中核を担っております。

続きまして、消防団員確保対策の取組の現状でございます。

消防団員を構成員とした活性化検討委員会を川越市消防団は平成二十年四月、川島町消防団は平成二十三年四月に立ち上げ、様々な課題に取り組んでおります。団員確保につきましても活性化委員会の方針を決定し、団員募集のポスター等の作成や自治会回覧用の消防団員募集のチラシ作成を行い、新人団員確保に向け取り組んでおるところでございます。

消防組合におきましても消防団員の確保に関わる事務を積極的に進めるとともに、消防団員が災害発生時に積極的に消防団活動に参加できるよう、団員の勤務先である川越市役所、川島町役場並びにJA等に対し協力依頼等を行っているところでございます。

以上でございます。

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

○桐野 忠議長 以上で通告による質疑は終わりました。他に御質疑ありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。

よって、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後三時三十分 休憩

午後三時三十四分 再開

○桐野 忠議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 八 議案第一〇号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○桐野 忠議長 日程第八、議案第十号、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一〇号

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和二年十月一日提出

令和二年川越地区消防組合議会第三回定例会会議録

△提案理由の説明(消防局長)

○桐野 忠議長 提案理由の説明を願います。

(比留間富雄消防局長登壇)

○比留間富雄消防局長 ただいま上程になりました議案第十号、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、改正の趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に対し、一日につき三千円または四千円の特殊勤務手当を支給する特例を設けるため、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、施行日を公布の日とし、令和二年一月二十八日から適用しようとするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。

よって、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに

決定いたしました。

△日程第九 議案第一一号 令和二年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)

○桐野 忠議長 日程第九、議案第十一号、令和二年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)を議題といたします。

議案第一一号

令和二年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)

令和二年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第一条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ一千七百三十七万二千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ六十三億四千四百九十四万八千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

令和二年十月一日提出

川越地区消防組合管理者 川合 善明

△提案理由の説明(消防局長)

○桐野 忠議長 提案理由の説明を願います。

(比留間富雄消防局長登壇)

○比留間富雄消防局長 ただいま上程になりました議案第十一号、令和二年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書十一の二ページを御覧頂きたいと存じます。

第一条第一項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ一千七百三十七万二千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ六十三億四千四百九十四万八千円にしよとするものと存じます。

第二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、十一の二ページの第一表歳入歳出予算補正の金額にしよとするものと存じます。

続きまして、別冊の令和二年度川越地区消防組合一般会計補正予算説明書(第一号)により御説明申し上げます。

初めに、三ページの歳出を御覧頂きたいと存じます。

議会費でございます。議会費百五十万円の減額は、行政視察の見直しに伴い減額しようとするものと存じます。なお、この減額分につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る資器材等の購入に活用させていただくものと存じます。

次に、消防費でございます。常備消防費一千五百四十一万六千円の増額は、新型コロナウイルス感染症感染防止対策に係る資器材等の購入に伴い、事務管理費及び救急事務を増額しようとするものと存じます。

次に、常備施設費百五十万六千円の増額は、庁舎における感染症のリスクを低減するための衛生器具の改修に伴い、施設管理を増額しようとするものと存じます。

次に、予備費でございます。予備費百九十五万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策や災害等の不測の事態に備えるため増額しようとするものと存じます。

引き続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

二ページを御覧頂きたいと存じます。負担金一千五百四十二万二千円の増額は、消防組合負担金といたしまして、消防費の増額に伴う共通経費に係る川越市、川島町それぞれの負担金を増額しようとするものと存じます。

次に、繰越金百九十五万円の追加は、予備費の増額に前年度剰余金から追加しよ

うとするものでございます。

以上、御説明申し上げました内容が、一ページにございます歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にまとめられたものの概要でございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。中村文明議員。

(中村文明議員登壇)

○中村文明議員 議長より発言のお許しを頂きましたので、議案第十一号、令和二年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)について、何点か質疑を申し上げます。

第一条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ一千七百三十七万二千円を増額されておりますけれども、中でも歳出の消防費について、確認も含め何点か質疑をさせていただきます。

まず、一点目に、消防費一千六百九十二万二千円増額されておりますが、その内容について確認のためお伺いをいたします。

二点目に、新型コロナウイルス感染症に対する機材の購入や救急活動についてどのようになっているのかお伺いをいたします。

三点目に、庁舎について、感染防止対策について、今後新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が懸念されておりますけれども、今回の補正予算の中でどのような感染防止対策が行われたのかお伺いいたします。また、今回の補正予算の中で感染防止対策について賄えているのか、どうお考えなのかお伺いをいたしまして、私からの質疑とさせていただきます。

(橋本文夫次長登壇)

○橋本文夫次長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

初めに、消防費一千六百九十二万二千円の増額内容及び庁舎内における感染防止対策についてでございます。

消防費一千六百九十二万二千円の増額内容につきましては、新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、救急活動時等に使用する感染防止衣等の購入や、庁舎内の感染リスクを低減させるためのアクリル等仕切り板の設置及び衛生器具の改修を実施するためのものでございます。

続きまして、庁舎における感染防止対策につきましては、現在、消防組合の庁舎における感染防止対策として、受付、協議室、執務室及び食堂に仮設の簡易的な仕切りの設置、椅子の数を減らすなどの対策をしております。しかしながら、今後、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が懸念されていることなどから、徹底した感染防止対策を図るため飛沫感染予防のための恒常的なアクリル等の仕切り板を設置し、また、感染源の付着や汚染を防ぐ目的から、手洗いのための水洗器具を改修しようとするものでございます。今回の補正でおおむね整備できるものと考えております。

以上でございます。

(秋山浩利救急課長登壇)

○秋山浩利救急課長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、救急業務の体制を確実に維持するための購入資器材といたしまして、救急隊員の感染を防ぐために必要な感染防止衣等の個人防護具のほか、人工呼吸器とマスクとの間に接続するウイルス除去フィルターやウイルスを含んだ飛沫の拡散を低減する蛇腹式のシールド、さらには高機能な陰圧式傷病者搬送用バッグ等の整備を行おうとするものでございます。

救急活動におきましては、新型コロナウイルス感染症による傷病者や濃厚接触者の傷病者を搬送する際、せきや喀たん等の飛沫感染が危惧されることから、救急隊

員の安全を確保しながら傷病者を医療機関に搬送する必要があります。そのため、新型コロナウイルス感染症の陽性が判明している傷病者の搬送については、全身を覆う陰圧式のバッグに傷病者を収容し、隔離を継続しながら医療機関に搬送するものでございます。また、新型コロナウイルス感染症の特徴として無症状の傷病者からも感染する可能性があることから、日常的な活動から傷病者の上半身を蛇腹式のシールドでカバーし、会話等による飛沫の拡散を低減するものとして活動に利用しようとするものでございます。

重症心肺停止傷病者に対し日本臨床救急医学会の提言では、心肺蘇生時にエアロゾルが発生し、救急隊員の感染リスクとなり得ることが報告され、新型コロナウイルス感染症に対応する心肺蘇生法のガイドラインが発表されました。このガイドラインでは、人工呼吸の際にウイルスを除去する高性能エアフィルターを回路内に装着することが強く推奨されており、救命処置の際に活用しようとするものでございます。

これらの資器材を有効に活用し、救急隊員の二次感染の防止を図ってまいります。以上でございます。

○桐野 忠議長 以上で通告による質疑は終わりました。他に御質疑ありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。

よって、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程追加

○桐野 忠議長 お諮りいたします。一般質問の通告がありますので、この際、一般

質問についてを日程第十として日程に追加し、議題にすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、一般質問についてを日程第十として日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△日程第一〇 一般質問について

○桐野 忠議長 日程第十、一般質問についてを議題といたします。

通告順に発言を許します。柿田有一議員。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 通告をいたしました組合内で起きた不適切な事件等の対応について一般質問を申し上げます。

本来であれば、こういうような表題では、できればあまり質問しなくてよいようなことが望ましいと思いますけれども、ここ最近、本年度と、それから昨年度などには報道に載るような不適切な事件、いわゆる不祥事のようなものが組合内でも残念ながら発生をしております。本日も若干、報告を受けましたけれども、組合からファックス等の連絡があったり、また、テレビで川越地区消防組合というような言葉が出たりすると、どきっとするような、最近そういう経験をしておりますので、何点か確認のためお伺いをしたいと思います。

まず、一点目ですが、ここ数年、少し遡って、ここ数年に起きた不適切な事件等の発生状況についてどのようなようになっていっているのかお伺いをいたします。

また、二点目ですが、それらの事象についてどのような対応を取ってきたのかお伺いをいたしまして、一回目といたします。

(橋本丈夫次長登壇)

○橋本丈夫次長 ここ数年に起きた不適切な事件等の発生状況、また、これらについてどのように対応を取ってきたのかにつきまして御答弁を申し上げます。

ここ数年に起きた、報道発表されております不適切な事件等の発生状況につきましては、過去五年の公務に関するものとしたしまして、平成二十八年度一件、平成二十九年年度ゼロ件、平成三十年年度二件、令和元年度二件、令和二年度が現在までで四件となっております。また、公務外におきましては、過去五年中、令和二年度に一件発生しております。

次に、不適切な事件等に対してどのような対応を取ってきたのかにつきましては、不適切な事件等が発生した場合、まず、当該所属において事実確認を行うとともに、幹部職員に対し報告を行います。また、事件等の性質により警察などの関係機関への連絡を行い、法令違反等が確認された場合は、その後の対応を協議し、適切な対応をいたしております。さらに、理事者に報告するとともに、規定に基づき報道機関等に情報を発信しております。

以上でございます。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 御答弁を頂きました。ここ数年を見ても、今年が少し多いですね。公務で現在までに四件、公務外で一件ということで、非常に目立っているなという印象でした。具体的にどういった中身かは御答弁の中にありませんので、少し改めて指摘をしておきたいと思えます。資料も頂いていますが、平成二十八年には、記憶にある方もいらつしやると思いますが、公金の窃取ということで、組合の中で公金窃取が起きました。このときには、私どもも連絡体制がどうだったのかということとを指摘したりしたことを覚えております。

その後、緊急自動車届出確認を備え付けず運用した事案、病院所在地誤認による傷病者搬送の遅延、火災出場途上において赤色灯及びサイレンを鳴らさずに緊急走行した事案、それから緊急自動車届出確認を紛失した事案、救急要請時の誤指令、救急車の乗車定員を超過した事案、病院の収容依頼先のかげ間違いによる遅延事案、救急車の現場到着の遅延、そして、公務外では職員の逮捕という事案が起っております。

令和二年川越地区消防組合議会第三回定例会会議録

残念ながら、いろいろな事件、公務内、そして公務外でも起きているということ、改めて、特に消防や警察などは規律が非常に重要な機関で、こうした事案が繰り返されることは大変残念なことですが、改めて、対応その他についてお伺いをいたしました。連絡等については、先ほど少しお話をしましたが、この間、きちんといろいろな所属から速やかに情報が上がってくるのかということが少し懸念をされた問題もありますが、ここ最近については、事件発生後、ある程度きちんと報告をされている印象を受けました。しかしながら、事案は発生するわけです。

中身を見てみますと、内部から通報なりしなければ発覚をしないような事案等もありますので、職員の管理体制や、また職員の働き方にもきちんと目をやって、何らかの対処が必要だというふうに考えるところです。

そこで、二回目に何点かお伺いをしますが、一つ目として、これらの発生原因について現場ではどのように分析をしているのかお伺いをいたします。

また、二点目として、管理体制面でこの間、そうは言っても、様々な改善を、努力をされていると思いますので、どのようなことを管理体制面で改善したのかお伺いをしておきたいと思えます。

二回目の最後ですが、管理だけではなかなかうまく行かない部分、特に消防の職員は泊りの勤務などもあつて、大変厳しい職場環境が想像されますけれども、この働く環境、それから上司等との、また職場内でのコミュニケーション、意思疎通、そういったところにトラブルを抱えたり、やりづらかったりする場合に起きやすい環境などもあると思えますが、職員が働く環境について問題を感じたりしていないのかどうか、調査等はしているのかお伺いをいたしまして、二回目といたします。

(比留間富雄消防局長登壇)

○比留間富雄消防局長 御答弁申し上げます。

初めに、不適切事案が発生した原因について、どう分析しているかにつきましては、まず、事件等が発生した所属において原因について検証し、その検証で得られた対策を組織内で共有いたします。また、救急業務の不適切事案が発生した場合に

は、傷病者の救命率や予後に影響が発生する可能性があることから、医学的及び教育的観点から事後検証実施要領に基づき、検証医を交えて事後検証を実施しております。さらに、社会的に影響の大きい事件等につきましては、組織全体で検討会を実施し検証を重ね、原因を分析して改善策を策定し、組織内に周知を図ることにより類似事案の発生防止に努めております。

次に、管理体制面で改善したにつきましては、事件等の検証結果に基づき各種のマニュアルや取扱要領等を策定し、また、既存の要領等につきましても修正等、見直しを図り、類似事案の発生防止に努めております。

次に、職員が働く環境について問題を感じたりしていないか、また調査等は実施しているかにつきましては、毎年度、管理職以外の職員に対し、自己申告書により職員の現在の健康状態や仕事の状況等、現況について調査し、職員の配置等について配慮しております。また、所属長に対しましても職場の状況や職員の状況について調査し、職場環境の改善に努めております。その他、職員に対しストレスチェックの実施や、ハラスメント相談窓口の設置、公益通報制度の活用等、職員が働きやすい職場環境の構築に努めておりますが、さらに職場環境の改善に取り組む必要があると感じているところがございます。

以上でございます。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 御答弁を頂きました。

組織内で事案に対する検討、検証等を組織的に議論していただいていることは大変有意義なことだろうと思います。一つ一つの事象にきちんと向き合って、適切な対応方法をその都度、改善をするということで、マニュアル等の改善等にもつなげていけばよろしいのかなと思います。何より繰り返されないようにするということです。一度やったことを、同じような事案が発生することが大変に危惧をされますので、そういったことについては是非ないように努力をしていただきたいと思います。

働く環境の問題で、国会の中でも公益通報の制度について公益通報保護法等の改善等で議論が進んでいるようですけれども、これについても策定をされ活用できる状況にあるというふうに理解をしました。まだ実際に使ったというようなケースや報告は受けていませんけれども、この公益通報の制度もなかなか微妙な、デリケートなものです。内部からの通報ということで、公益通報ではあるんだけれども、結果的に内部から不適切なことをきちんと告発をし、改善をしようということが逆に組織にダメージというような理由で職員が働きづらくなったり、また、全国的に見ると、これは企業に多いんですけれども、職場内でいじめを受けるような事案にも発生しているということで、そういうことがあると、不適切な事案が表に出づらくなる、改善の道が遠のくということもありますので、ぜひ職員の環境を適切に管理をしていただいて、なるべく不適切な、もしくは懸念をされる問題があれば、不適切な事案として発生する前に職場内で改善をできるように、様々な調査、それから職場の、先ほどありました自己申告などを通して、いろいろな職場の問題を改善されるといいなというふうに感じた次第です。

最後に、管理者に少しお伺いしておきたいと思います。特に今年は繰り返されていますし、管理をする立場からどういうメッセージを発信したり、それからどういう姿勢で取り組んでいるのか、それを表に見える形でどういうふうに表示するかということが大変重要だと思います。最後に、管理者としての受止めと改善の努力について少し御答弁頂けるとありがたいなと思います。

以上、一般質問といたします。

(川合善明管理者登壇)

○川合善明管理者 御答弁申し上げます。

ここ数年における消防組合で発生した不適切な事件等に対しましては、管理者といたしまして誠に遺憾でございます。公務中に発生した重大な非遵行為につきましては、直接、現場を確認するとともに、職員に対し自ら訓示をしております。また、その他の事案につきましては、消防局長を通じて再発防止の指示をするともに、

年初の合同通常点検等の機会を捉えて訓示をしているところでございます。

今後につきましても職員個々のさらなる意識の向上を図り、住民から信頼される消防組織を確立してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○桐野 忠議長 小ノ澤哲也議員。

(小ノ澤哲也議員登壇)

○小ノ澤哲也議員 議長より発言のお許しを頂きましたので、通告をしております消防及び救急体制について一般質問を行わせていただきます。

現在コロナ禍において日々、消防、また救急の活動が行われているわけでございますけれども、過日、九月の二十一日、敬老の日、日付が変わった深夜でございますけれども、私が住んでいる大東地域の中のマンションの三階から出火をして、火災が発生をして各消防署、また各分署のほうから出動を頂いたところでございます。本当にコロナ禍であっても、あるいは深夜であっても、日々大変な業務につかれています。消防、また救急隊員の方々、また、そしてボランティア、ほぼボランティア活動で活動していただいている消防団の方々、心から敬意を表するとともに御礼を申し上げます。

当日、消防局から連絡頂いたのがちょうど十二時四十五分ごろでしたでしょうか、深夜。私が現場に到着したのが一時十分ぐらいだったんですけども、そのときにはもう既に消火の活動が展開をされておりまして、火災の発生の場所がマンションの三階ということもありまして、はしご車なんかも二台でしょうか、出動されていたんですけども、地域的にはその地域を管轄する大東分署はもろんでございまして、高階分署、あるいは名細分署のほうからも、そして北、西、中央の各消防署からも出動がされておりました。消防団の方も地元の大東分団、そして隣接をする福原分団、また霞ヶ関分団の方々も駆けつけていただいております。どうでしょう、本当に、かなりの数の消防自動車立ち並んだ状態になっておりました。まず、出動する消防自動車の数など、火災の発生において、この出動するこの規

模、どのように決められているものなのかを一点目としてお尋ねいたします。

冒頭に九月の二十一日の深夜火災の話を見せていただきましたけれども、この大東分署、高階分署、また名細分署など、それぞれ消防自動車などの到着された時間について、二点目としてお尋ねいたします。

火災についても、また救急車についてもそうでありまして、この要請をされた当事者からすると、本当にもう少しでも早く、一刻でも早く来てもらいたい、そう思うのは当たり前でございますけれども、同時に、それに応えるべく現場の隊員の方々は安全の確認を取りながら、少しでも早く、そんな思いで現地に到着できるように努力をいただいているものだと思います。それでも各消防署、または分署からの例えば距離によっても到着の時間の早さは異なってくるのかなと思っております。

火災が発生をして、この放水車両等が現地に到着する時間、この消防署などの距離によってもかなり違いがあるんだと思いますけれども、到着までの時間、最も長くかかってしまった時間、そして逆に、本当に早く到着できた時間、そういった平均的な時間がどのぐらいであるのか、この点は、平均という部分ではイレギュラーのものは除いてもらって結構ですので、あくまでのこの消防署、あるいは分署から現地までの距離を考えたときのその時間と捉えていただくと最も短い時間、また長い時間、そして平均的な時間がどれぐらいであるのかを三点目としてお尋ねいたします。

少しでも早く到着をする一つの、また一番の考え方というのは、一か所でも多く消防署であるとか、あるいは分署、これをつくって整えておくということになるんだと思うんですけども、四点目として、現在の川越地区消防局のこの各消防署及び分署のこの配置状況について、改めて確認の意味でお尋ねをしたいと思います。

また、市内には消防署と分署があるわけでございますけれども、それぞれの業務、役目の違いがどのようなことであるのかを、こちらを五点目としてお尋ねいたします。

救急の体制についてお聞きしたいと思いますが、現在このコロナ禍において救急搬送をする際にも通常時以上に神経を使うことが本当にあるんだと思いますけれども、このコロナ禍における救急搬送についてのこの課題とその課題に対する現在の取組状況について、六点目としてお尋ねをいたします。

少しでも早く現地に到着をする一番の解消法、先ほど消防署とか分署とかそういったものを一つでも多くつくってもらって整備をしていく、そんな話を先ほど述べさせてもらいましたけれども、大東で火災が発生した場合、いつも隣接する例えば消防団の方、福原分団、霞ヶ関分団の方々は必ず来てくれています。この福原ですけれども、福原地域の方々からは、以前よりこの福原地域にこの消防の分署をつくらせてもらいたい、そういった要望が何度も確か出ていたと思います。この要望書、地元の代表の方から提出されているこの要望書、福原分署開設に関するこの要望書の状況について、七点目としてお尋ねします。

また、福原分署、この開設の要望に対して今までどのように検討されてきているのかを八点目としてお尋ねをいたします。

以上、一回目とさせていただきます。

(長澤俊幸警防課長登壇)

○長澤俊幸警防課長 所管事務について御答弁申し上げます。

出動する消防自動車の数など、火災発生時に出動する規模はどのように決められているかについてでございますが、災害時に出動する消防自動車につきましては、川越地区消防組合消防部隊出場計画におきまして、火災、救急、救助など発生した災害の種類と規模に応じ出動する消防自動車の種類と数を定めております。なお、令和二年九月二十一日、川越市南台三丁目において六階建ての建物で発生した火災と同様に、川越市内において四階建て以上の建物で火災が発生した場合には、種別を中高層建物火災として指揮車一台、ポンプ車七台、救助工作車一台、はしご車二台、救急車一台の計十二台が出場する計画となっております。

続きまして、九月二十一日深夜の火災における大東分署、高階分署、名細分署な

ど、消防自動車の到着時間についてでございますが、まず、本火災は令和二年九月二十一日の零時二十七分に覚知した中高層建物火災で、消防ポンプ車やはしご車などが大東分署、高階分署、名細分署のほかに川越北消防署、川越中央消防署、川越西消防署から計画出場した十二台と、その後の増隊などの二台を加え、計十四台、非常備消防の川越市消防団大東分団、福原分団及び霞ヶ関分団から計三台、また隣接消防本部からの応援により埼玉西部消防局から一台、合計十八台が出場した火災でございます。

当消防局の署所から出場した消防車両の現場到着時間につきましては、まず、管轄する大東分署から出場した車両が零時三十三分に最先着で現場へ到着し、続いて川越中央消防署からの出場車両が零時三十六分に現場到着、さらに高階分署からの出場車両が零時三十九分に現場到着し、その後、川越西消防署、川越北消防署の出場車両が順次現場到着し、最後着となった名細分署からの出場車両が零時四十一分に現場到着しております。この現場到着までに要した時間の差異につきましては、各署所から現場までの走行距離の違いによるものと考えております。

続きまして、消防自動車が現場へ到着する平均時間と最長時間につきまして御答弁申し上げますが、まず、現場へ到着する平均的な時間でございますが、令和元年中に川越市内で発生した建物火災において最も早く現場へ到着した消防自動車の平均時間は約五分三十秒でございます。また、現場へ到着する最長時間でございますが、過去三年間に川越市内で発生した火災等の災害において現場到着に最も時間を要しているのが川越市大字下赤坂の地域でございます。最寄りとなる川越中央消防署高階分署から災害現場までの平均走行距離は約六キロメートル、到着までの平均所要時間は約十分となっております。最も時間を要した事案では現場到着まで十三分を要しております。

以上でございます。

(橋本文次長登壇)

○橋本文次長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

現在の川越地区消防局の消防署等の配置状況及び消防署と分署の業務の違いについてでございますが、配置状況につきましては、平成二十六年年度に実施をいたしました消防力適正配置調査では、消防署所の配置場所についてはおおむね適正に配置されているものの、消防力の手薄な地域も見受けられるとの調査結果となっております。

また、消防署と分署の業務の違いにつきましては、消防署には現場活動を行う隔日勤務者に加え毎日勤務者が配置されており、査察業務や予算執行等の業務を行っております。分署には現場活動を行う隔日勤務者は配置されておりますが、査察業務や予算執行の業務を行う毎日勤務者は配置されておられません。

続きまして、福原分署開設に関する要望書の状況につきましては、福原地域会議会長から川越市長宛てに、福原地区の課題解決に向けての要望書が提出されており、その中で福原地区への消防署建設の要望がされております。また、その要望に対する検討につきましては、国が示す消防力の整備指針において、消防庁舎は地震及び風水害等が発生した際の災害応急対策の拠点として位置づけられていることから、防災拠点としての機能の充実強化を図るため、消防局・北消防署の消防庁舎建設並びに老朽化した消防庁舎の計画的な改修を行うとともに、庁舎建設について調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

(秋山浩利救急課長登壇)

○秋山浩利救急課長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大後、発熱や呼吸苦など感染が疑われる傷病者の受け入れについて搬送先決定に時間がかかる事案が発生しており、救急搬送の課題として対応に苦慮しております。当組合の三月から八月末までの暫定集計では、照会回数が四回以上で、かつ救急隊の現場滞在時間が三十分以上要した救急搬送困難事案は、前年と比べると七十六件の増加となっております。

県内においても救急搬送困難事案とされる傷病者が相次いでいることを受け、埼

玉県は本年五月二十五日から、円滑な救急搬送受け入れ体制の構築のため、指定医療機関を定め、救急隊がその空床情報を把握し、円滑な救急搬送を目指す仕組みが運用され、重症化リスク低減の一助となっております。

また、当組合では、新型コロナウイルスの陽性者や救急出場後、陽性が判明した事案が調査開始から九月三十日現在までに十一例経験しており、救急隊員の二次感染リスクが課題となっております。

救急隊員を感染症から守り、より安心して安全に傷病者を搬送するために、総務省消防庁が示す救急隊の感染防止対策マニュアルの活用と、管轄する保健所からの助言を基に、感染防止対策の整備と連絡体制の構築を図っております。

以上でございます。

(小ノ澤哲也議員登壇)

○小ノ澤哲也議員 それぞれ御答弁頂戴いたしました。

消防自動車が到着する時間、消防署、あるいはその消防の分署からの関係、先ほどの御答弁では管轄する大東地域、最先着で現場到着したのが零時三十三分、同じく高階分署からの到着が零時三十九分、この六分後ぐらい、六分ぐらいの違いがあるということですね。それから、同じく名細分署からは零時四十一分、大東分署から到着後、大体八分後ぐらいということになったと思います。早い場合の平均が五分三十秒、逆に遅い時間が約十分、で、最も時間を要したのが約十三分、そういった御答弁でございました。

先日のあの大東地域の火災のときもそうですけれども、この火災の現場までのこの距離によつては、当たり前のようにやっぱり六分ぐらい違いが出てくると。火災の連絡をした方にとつてみれば、本当に一分でも早く来てもらいたい、その一分間がどれだけ長く感じられることか。また、その一分間でどれだけ火が広がることか。川越市内の三か所のこの消防署、また四か所のこの分署、この位置を考えたときに、この消防年報に消防機関配置図がありますけれども、市内を見たときに、単純に感じるのが大東分署と高階分署の間の福原地域、それから、今度は逆に東のほう

にいくと芳野のほう、そういったところには一定のこの消防署、あるいは分署からの距離があるわけでございますけれども、この福原地域に関して言えば、例えば道路網も南北につながる道路があまりない。意外と関越の側道を消防自動車が、あそこをぐつと走っていくと、そんなイメージもあまりありませんので、大田街道がありますけれども、途中で止まってしまうような状態になりますから。現地までのその距離もそうですけれども、現地までのこの道路網も到着の時間に影響があるんだと思いますけれども、しかしながら、少しでも早く、一刻でも早く来てもらいたいという、そういったことに応えるためにも、一か所でも多くこの消防の分署であるとかそういったものを増やして、体制を整えるということは本当に重要なんだろうと思っています。

同時に、今は本当に新しい消防庁舎、そして訓練施設の建設を目指しているところであり、先ほども特別委員会があつて、いかにその場所を確保するのが大変なのかというのは改めて感じたところでございますけれども、そういった費用であると予算の確保、様々な課題がある訳ですけれども、それは十分分かっています。課題という部分ではそれ以外にも、例えば高階の地域をはじめとして、道路があつてもなかなか消防車が入っていけないようなそういった道路があるような地域、川越市にもあちこちやっぱり点在をしているのも事実でございます。

先ほど消防署、そして分署の配置状況について御答弁を頂きましたけれども、この配置状況につきましては、平成二十六年年度に実施をした消防力適正配置調査では、消防署、分署の配置場所については、おおむね適正に配置されているものの、消防力の手薄な地域も見受けられるという調査結果になっております。そういった御答弁でございますけれども、この消防力のこの手薄な地域というのは、川越市内においてはそのあたりの地域を指しているのか、二回目の一点目としてお尋ねいたします。

また、現在のこの消防署、この消防分署の数で十分であると考えているのかどうか、二点目としてお尋ねをいたします。

救急の体制についてでございますけれども、コロナ禍における救急搬送についての課題、また、その課題に対する取組状況について、救急搬送困難事例の例を挙げ、また、救急隊員の二次感染の防止など、そういった例を挙げて御答弁頂きましたけれども、この点は本当に今後とも市民の命を守るため御尽力お願いしたいと思っております。

二回目の最後に、この救急車、この現場への到着時間の短縮に向けて取り組んでいることにはどのようなことがあるのか、この点は改めて、三点目として確認をさせていただきます。

(橋本丈夫次長登壇)

○橋本丈夫次長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

初めに、川越市内の手薄な地域についてでございますが、消防力適正配置調査によりますと、現有八署体制では川越市南部の福原方面と東部の芳野方面が手薄であるとあるとされております。

次に、署所数が十分であるかについてでございますが、国が示す消防力の整備指針によりますと、当組合の基準署所数は十署となっておりますが、現有の八署体制では充足率が八〇%となっております。消防需要に迅速かつ適切に対応するため、新たな署所の整備を含めた組織の強化について調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

(秋山浩利救急課長登壇)

○秋山浩利救急課長 救急車の現場への到着時間短縮に向けた取組について御答弁申し上げます。

当組合では平成二十七年三月から、一一九番通報を受けてから現場に到着するまでの時間短縮に向けた取組といたしまして、災害の入電がされている旨を各署、各移動車両へ知らせる予告指令を行っております。また、救急出場に対してはGPS機能を活用し、災害現場に一番近い救急車に出場指令を行う直近運用のシステムを導入し、到着時間の短縮に向けた取組を行っております。

以上でございます。

(小ノ澤哲也議員登壇)

○小ノ澤哲也議員 それぞれ御答弁頂戴いたしました。

消防力の手薄な地域、やはり先ほどこの消防機関配置図を見ても、そういったふうに見えますけれども、やはり福原地域だったりと芳野地域であるようでございます。現在のこの消防力、この消防分署の数、十分であると考えているのかどうか、消防年報にも記載されていますけれども、この基準消防力と現有消防力の比較、そういった数字でお答えいただきましたけれども、基準消防力、消防署の数が十か所に対して現有消防力八か所、充足率が八〇%、現在は、先ほど述べさせていただきましたけれども、消防庁舎と訓練施設、この早期建設、これは本来が一番の課題になっておりますけれども、先ほど御答弁で、「消防需要に迅速かつ適切に対応するため新たな署所の整備を含めた組織の強化について調査研究を進めてまいります。」そういった御答弁がございました。しっかりと研究を進めていっていただきたいと思えます。その点だけ申し上げ一般質問とさせていただきます。

○桐野 忠議長 以上をもって通告者の質問は終わりました。これをもって一般質問を終わります。

△閉 会

○桐野 忠議長 以上をもって川越地区消防組合議会第三回定例会の議事全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後四時三十四分 閉会

△会議の結果

日程第一

会期決定について

本日一日間と決定した。

日程第二

議案提出書の公表について

議案提出書を公表した。

日程第三

地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

出席者の一覧を配布した。

日程第四

会議録署名議員指名について

議長指名のとおり決定した。

日程第五

監査結果の報告について

監査結果の提出について報告した。

日程第六

消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

委員会の結果について委員長が報告した。

日程第七

議案第九号

令和元年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

原案認定

日程第八

議案第一〇号

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

日程第九

議案第一一号

令和二年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)

原案可決

日程第一〇

一般質問について

議員二人が一般質問を行った。